

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示 7 第 4 号

沖縄海区におけるソデイカの採捕及びそれを目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 7 年 9 月 30 日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 上 原 亀 一

（定義）

第 1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「ソデイカ」とは、ツツイカ目ソデイカ科のソデイカをいう。
- (2) 「ソデイカはえ縄漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、浮きによって海面からつるし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (3) 「ソデイカ旗流し漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗等標識をつけた浮きによって海面からつるしたものを 1 単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

（採捕禁止期間）

第 2 沖縄海区において、6 月 1 日から 11 月 30 日までの間、ソデイカを採捕してはならない。

（ソデイカはえ縄漁業の禁止）

第 3 沖縄海区内におけるソデイカはえ縄漁業を禁止する。

（ソデイカ旗流し漁業の制限）

第 4 ソデイカ旗流し漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から 50 海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1 漁船につき 30 本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から 50 海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1 漁船につき 50 本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。

（操業の届出）

第 5 令和 8 年 12 月 1 日以降に、ソデイカ旗流し漁業を操業しようとする者は、操業の 1 月前までに、使用する船舶ごとにソデイカ旗流し漁業操業届出書（第 1 号様式）により沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

（変更の届出）

第 6 第 5 の届出を行った者は、届け出た内容に変更が生じたときは、ソデイカ旗流し漁業操業変更届出書（第 2 号様式）により、遅滞なく、委員会に届け出なければならない。

（操業実績の報告）

第 7 第 5 の届出を行った者は、ソデイカ旗流し漁業操業報告書（第 3 号様式）を漁期（12 月 1 日からその翌年の 5 月 31 日までをいう。以下同じ。）ごとに、漁期終了後 3 月以内に委員会に提出しなければならない。

（試験研究等の適用除外）

第 8 この指示のうち第 2 又は第 3 の規定は、次のいずれかに該当する者であつて、委員会の承認を受けたものが行うソデイカの採捕については、適用しない。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) その他特に必要があると認められる者

（適用除外の承認申請）

第 9 第 8 に規定する適用除外の承認を受けようとする者は、ソデイカ採捕承認申請書（第 4 号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認内容の変更）

第 10 第 8 の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめソデイカ採捕承認内容変更申請書（第 5 号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければ

ならない。

（承認証の交付）

第11 委員会は、第9若しくは第10の申請に対する承認をするとき、又は第12の申請に対する再交付をするときは、ソデイカ採捕承認証（第6号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

（承認証の再交付）

第12 承認を受けた者が承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくソデイカ採捕承認証再交付申請書（第7号様式）を委員会に提出しなければならない。

（制限若しくは条件の変更、承認の取消し又は採捕の停止）

第13 委員会は、ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため必要があると認めるとき、又は承認を受けた者がこの指示を遵守しないときは、承認証の制限若しくは条件を変更し、承認を取り消し、又は採捕を停止させることができる。

（承認証の漁船への備付け）

第14 承認を受けた者がソデイカの採捕を行う場合は、承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

（承認旗章の掲揚）

第15 承認を受けた者は、ソデイカの採捕を行う場合は、承認旗章（第8号様式）を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

（採捕実績の報告）

第16 承認を受けた者は、承認期間の終了日又は採捕を廃止した日から1月以内に、ソデイカ採捕報告書（第9号様式）を委員会に提出しなければならない。

（廃止届の提出）

第17 承認を受けた者がソデイカの採捕を廃止したときは、ソデイカ採捕廃止届（第10号様式）に承認証を添付して、委員会に提出しなければならない。

（指示の有効期間）

第18 この指示の有効期間は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までとする。